

ドイツの公立学校における出自言語授業と出自言語能力の承認
Ancestral Language Education and Proficiency Recognition in German Public Schools

佐々木優香 (筑波大学)

SASAKI, Yuka (University of Tsukuba)

キーワード：ドイツ、出自言語、公立学校、承認

1 問題関心と研究の目的

本報告では、ドイツの公立学校における出自言語授業の導入とその発展経緯、および存続をめぐる議論に着目する。ドイツでは外国人労働者の受け入れとその後の定住、および家族呼び寄せを背景に、1970年代以降、旧西ドイツ諸州を中心として、教育現場における外国人の子どもの母語保持とドイツ語習得に向けた施策が講じられてきた。当時、文部大臣会議協定により掲げられた、外国人の子どもの母語保持とドイツ語習得の両者を包含する「二重の課題」は、のちの母語教育継続をめぐる議論へと発展した。また、ドイツで生まれ育つ移民の背景をもつ子どもの数が増加するにつれ、「母語 (独 : Muttersprache)」の捉え方にも変化が生じた。諸外国の事例では、移住先国で親から子に教えられる言語として、「継承語 (英 : heritage language)」という表現が広く認知されている。一方ドイツでは、1950年代以降の外国人労働者の受け入れと帰国促進、および定住化という流れを受けて、移民の背景をもつ子どもに対する言語教育が独自の社会的文脈の中で展開されてきた。この社会的背景に鑑み、本報告では時代背景に留意しつつ、ドイツで広く使用される「出自言語 (独 : Herkunftssprache)」という表現を用いている。

出自言語学習をめぐることは、さまざまな議論が交わされている。言語教育学分野では、「二言語相互依存仮説」に基づき、第一言語能力を十分に習得することが第二言語能力の向上を促すとされる (カミンズ / 中島、2021)。一方で社会科学分野では、社会統合という文脈において、移民の背景をもつ人々の社会的地位を考慮すると、ドイツ語習得を優先させるべきという主張が散見される (Heckmann、2015 など)。

では、実際にドイツの出自言語授業はどのような役割を期待され、変遷をとげながら今日まで継続されてきたのだろうか。この問いに対し本報告では、ノルトライン・ヴェストファーレン州 (以下、NRW 州) を事例とし、同州の学校教育省や関連団体による報告と、州議会議事録を中心とする分析をもとに、公立学校における母語および出自言語授業の展開と、それらが付与されてきた役割の変遷を明らかにしたい。また、ドイツの教育現場で出自言語能力がいかに承認されているのかについても考察をくわえたい。

2 NRW 州の出自言語授業

2.1 出自言語授業の多様な意義づけ

ドイツでは、教育に関する事項は各州の管轄であり、出自言語授業の有無や実施形態も州ごとに異なっている。本報告で事例とする NRW 州は、かつて外国人労働者を積極的に受け入れた経験を持ち、長きにわたり出自言語授業に取り組んできた。学校教育省の報告によると、2022 年度には、30 言語が出自言語授業として提供され、約 10 万人の児童生徒が参加していた。また、1000 以上の教員ポストが設けられた。

主に旧西ドイツでは 1950 年代後半から 1980 年代にかけて、諸外国からの外国人労働者の受け入れ、帰国促進、定住化という流れを経験した。1976 年の常設各州文部大臣会議では、外国人の子どもに対するドイツ語習得支援とならんで、学校で母語の学習機会を保障することが決定された。この時の母語授

業の対象言語は、外国人労働者の出身国の公用語に限定されており、すなわち、外国人の子どもの帰国を前提としていたことがうかがい知れる。

その後、ドイツで生まれ育つ、いわゆる移民の背景をもつ子どもの増加をうけて、母語授業が変化していったことが確認できる。具体的には、1997年の州議会決議案において、出自言語授業と名称を改めたうえで、授業の目的の確認と制度化が図られた。ここでは、その目的として教育機会の平等、文化的アイデンティティの保護、州の国際化、経済的な貢献について明記され、教科学習との連携に重点が置かれていることが分かる。しかし、2000年代に入ると出自言語授業は縮小に転じた。この動きは、出自言語授業への予算や教員の削減といった州政府の決定からも把握できる。その一因には、PISAショックを機にドイツ語教育を優先すべきとする主張があげられる。この主張に対して、出自言語授業はバイリンガル教育学の知見を基盤とし、移民の背景をもつ子どものドイツ語習得の促進という根拠を強く掲げるようになった。同時に、欧州評議会による複言語主義に基づく根拠をも包含していった（高橋、2018）。

2.2 出自言語能力の承認

連邦移民難民庁により、移民や難民の受け入れにおいて「承認の文化（独：Anerkennungskultur）」が中心概念として掲げられた。これは、移民の背景をもつ人々の潜在的な能力を評価し、ドイツ社会の文化的な多様性を承認することが、社会統合を促進するという考え方である。ドイツ社会のなかで出自言語能力をどのように承認しうるかという点で、本報告では、公立学校での出自言語能力の評価や他教科との連携に注目し、NRW州の学校規定をもとに、①出自言語授業への参加証明および成績評価、②他の外国語科目の補完的役割、③大学入学資格試験での科目認定という大きく3点について触れる。

3 考察

ドイツでは1970年代から母語および出自言語に配慮した教育が施され、この道程はドイツ社会独自の文脈で展開されてきたと言えよう。ドイツでの出自言語授業はさまざまな根拠や役割を付与され、それらは相互に関係している。出自言語授業の代表的な意義づけには、ドイツ語習得の促進やアイデンティティの保持、そして州の国際化があげられる。このほか、本報告では出自言語学習の経験と出自言語能力を成績証明という形で公式に評価するなど、出自言語の学習を公立学校の授業へ組み込もうとする制度構築に着目した。こうした動きからは、移民の背景をもつ子どもの教育達成、ならびに社会統合にかかわる、出自言語能力の直接的ないし間接的な貢献の可能性を指摘しうる。

本研究では、主に制度面に焦点を当てているため、今後は移民の背景をもつ生徒がおかれる、社会的地位を視野に含めた実践面にも研究の射程を広げることで、より多様な出自言語授業の機能や役割、あるいは課題を示すことができるだろう。

<主要参考文献>

ジム・カミンズ著/中島和子著訳、2021『言語マイノリティを支える教育（新装版）』明石書店。

高橋秀彰、2018「ドイツ移住者の子供へのドイツ語教育と出自言語教育に関する言語政策的考察」『ドイツ文学』第156号、24-41頁。

Heckmann, Friedrich, 2015. *Integration von Migranten*. Springer.

※本研究はJSPS 科研費 21K20174 および 23K12595 の助成を受けたものです。